

平成 27 年 第 1 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 1 月 26 日 (月) 午後 3 時
場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭		14 番 長嶺 功
		17 番 大城 えり子	
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

13 番 具志堅 繁光	15 番 友利 一彦	16 番 金城 勲
18 番 大本 秀子	19 番 眞榮里 保	

【職務のために出席した職員】

新垣 康徳 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

9 番 徳元 加栄 10 番 賀数 宏

【議事日程】

日程第 1	議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 3 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 27 年 第 1 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 27 年第 1 回の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、13 具志堅繁光委員、15 番友利一彦委員、16 番金城勲委員、18 番大本秀子委員、19 番眞榮里保委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので総会は成立といたします。それでは会長よりお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。年が明けてサトウキビの製糖も始まっていますし、野菜等を作っている皆さんも出荷作業で忙しいと思います。また、インフルエンザも流行っているので体調に気を付けて新たに頑張っていきたいと思います。それでは平成 27 年第 1 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名員が 9 番徳元加栄委員、10 番賀数宏委員です。次回調査委員が 13 番具志堅繁光委員、14 番長嶺功委員、15 番友利一彦委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(15 件) 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(1 件) 日程第 3 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件) 日程第 4 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (16 件) となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 15 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	では、農地法第 3 条に係る許可申請についてです。説明に入る前に委員が関係する案件がありますので退席をお願いします。 それでは 4 ページの 15 番です。新垣の 3 筆で、贈与による所有権移転です。以上です。

会長	ありがとうございました。それでは、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい 15 番ですが、譲渡人が成年後見人とありますがこれはどういうケースの場合なのでしょうか。持分 4/3 とはどういうことなのか詳しく説明をお願いします。
事務局	後見人の設定は、本人が痴呆症などで本人が判断できない場合はよくこういう設定をしています。面積は内㎡記載すれば良かったのですが、今回の資料に記載しているのはすでに 4/3 の面積を載せています。
委員	成年後見人は有料ですか。
事務局	裁判所の決定事項なので中身までは分かりません。
会長	他に質問ございませんか。
委員	異議なし。
事務局	引き続き説明致します。それでは 2 ページお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。1 番と 2 番は関連しております。2 番は喜屋武の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。3 番は阿波根の 1 筆で、3 年間の貸借権の設定です。4 番は小波蔵の 1 筆で、売買による所有権移転です。去年の 11 月あっせん申出による成立です。5 番は東里の 2 筆で、贈与による所有権移転です。次に 3 ページお開き下さい。6 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権移転です。6 番と 7 番は関連しております。7 番は喜屋武の 3 筆で、3 年間の使用貸借権の設定です。8 番は小波蔵の 1 筆で、売買による所有権移転です。9 番は与座の 1 筆で、3 年間の貸貸借権の設定であります。9 番から 14 番まで関連しております。9 番は与座の 1 筆で、3 年間の貸貸借権の設定で

	あります。10 番は与座の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番から 14 番までは受人が関連しております。11 番は与座の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定です。12 番は与座の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定です。13 番は与座の 1 筆で、3 年間の賃貸借権の設定です。14 番は束里の 1 筆で、10 年間の賃貸借権の設定です。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意ご質問をよろしくお願いします。
委員	はい。6 番、7 番の件ですが親戚や親子であれば使用賃貸でいいと思いますが、3 年は期間が短すぎて最低 5 年以上は必要かと思います。また、親子などであれば信用してやっていいのでしょうか。
事務局	はい。今まで同じような質問がたくさんありました。申請人がやるという事で申請しています。また、営農計画もちゃんと出してやっている所以で受理しました。これは信用するしかないと思います。
委員	はい。わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 1 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	それでは、次に議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、6 ページをお開き下さい。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。1 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。施設は太陽光発電となっております。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回の調査は 10 番賀数宏委員、11 番玉城秀則委員、12 番大小堀旭委員の 3 名で調査して参りました。では、航空写真 7 ページご覧ください。以前に資材置き場として 5 条申請がありましたが、その後取り消しました。また、周辺は民家もありまして第 2 種農地で、資材置き場から新たに太陽光発電をやるということで特に問題はないということで 3 人の意見は一致しました。
会長	はい。それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 2 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 3 議案第 3 号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	はい。それでは、8 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 3 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 4 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 16 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 12 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 26-97 は宇江城の 10 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。野菜の規模拡大です。次に 13 ページお開き下さい。26-98 は喜屋武の 1 筆で、9 年間の賃借権の設定です。野菜の規模拡大です。26-99 は喜屋武の 2 筆で、9 年間の賃借権の設定です。野菜の規模拡大です。26-100 は真壁の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定で JA 糸満支店を介しての設定です。次に 14 ページお開き下さい。26-102 は伊原の 1 筆で、6 年間の賃借権の設定で JA 糸満支店を介しての設定です。野菜の新規就農です。26-104 は座波の 1 筆で 3 年間の賃借権の設定です。クワの規模拡大です。26-105 は真栄平の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。野菜の規模拡大となっています。次に 15 ページお開き下さい。26-106 は真栄

	平の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。26-107 は真栄平の 1 筆で 10 年間の貸借権の設定です。26-108 は小波蔵で 5 年間の使用貸借権の設定で JA 糸満支店を介しての設定です。野菜の規模拡大です。次に 16 ページお開き下さい。26-110 は摩文仁の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。牧草の新規就農です。26-111 は摩文仁の 3 筆で 10 年間の貸借権の設定です。26-112 は摩文仁の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。牧草の新規就農です。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願い致します。
委員	はい。14 ページの 26-104 の件です。2 ページの 3 番は項目が違いますが 3 条と経営基盤強化法は何か違いはあるのですか。
事務局	貸借権には農地法 3 条と経営基盤強化法の利用権があります。3 条の賃貸借の場合は、貸し手と借り手の双方から返還通知を出さないとそのまま継続という状態で、利用権の場合は、契約期間が切れますとその場で契約が終了ということになります。
委員	分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい 16 ページです。26-110 は親子ですか。あと、26-111 の 10 年間の貸借権の設定であれば 40 円、50 円の相場だと思います。29 円というのは 10 年間だと一般的に安いと思うのですが国からの助成金が適用されるのでしょうか。
事務局	29 円というのは年間いくらかというのを坪で割った金額を出していると思います。

委員	分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。
会長	議案第４号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
事務局	来月の総会は２月２４日(火)となっております。ご協力ありがとうございました。
	議事録署名人 ９番 徳元 加栄 10番 賀数 宏